

フードサポートこうべ～物価高騰に負けないくらし応援～ 事業提案募集に関する Q & A

提案の方法について

- Q 事業者として、独自の工夫を提案することは可能ですか。
A 可能です。その場合は、提案書にその内容を記載の上、ご提出ください。

支援業務体制などについて

- Q 管理者には、資格が必要ですか。
A 資格は必要ありませんが、管理者は当該事業を実施するにあたり、会場の確保から食料品等の提供、当日のスタッフの確保、在庫の管理等全ての業務の全体の進行管理、調整、企画が実施できる方と考えています。
- Q 他事業所に対し、事業の一部を再委託することは可能ですか。
A 基本は想定していませんが、必要に応じて本市に協議してください。

食料品の調達数について

- Q 調達数はどの程度ですか。また、何人分を予定していますか。
A 長田区文化センター1,000 人、兵庫区文化センター1,000 人、神戸サンボーホール 1,500 人、合計で最大 3,500 人の来場者を想定しています。また、1 人につき 3 日分程度の食料品を提供することを考えていますが、想定を上回る多数の方が来場した場合に備えて、調達する食料品の購入費として 4,000 人分を見積もりに確保していただこうと考えています。
必要数量の食料品の確保が著しく困難な場合は、実現可能な食料品の調達数について、本市と協議の上、決定していきたいと考えています。

配布会の実施方法などについて

- Q 食料品提供については、来場者 1 人に対して、最大配布数はどのように考えていますか。
A 食料品等の提供による「当面の支援」に加えて、「行政とつながるきっかけづくり」を目的としているので、来場者 1 人については、1 人分の配布を基本とします。一方、在庫の状況によっては、来場者 1 人あたりの提供食料品を増やすなど、当日の状況によって、本市と協議の上、柔軟に対応してください。
- Q 当日のスタッフについては、事業者で確保する必要はありますか。
A お見込みの通りです。確保数については、本市と協議してください。
- Q 相談ブースに従事して、実際に相談に応じる相談機関は事業者にて確保する必要がありますか。また、どのような相談機関を想定していますか。
A 事業者にて確保していただく必要はなく、事業参加の確認は本市で実施します。事業者には、ブースの設置に向けた相談機関との連絡・調整に対応していただく予定です。また、参加する相談機関は、神戸市職員、神戸市社会福祉協議会職員、ハローワーク、生活にお困りの方への支援実績がある民間事業者、弁護士などを想定しています。
- Q 来場者の実態把握を行うにあたり、具体的な方法の指定はありますか。
A 方法に関する指定はなく、当日の来場者の滞留を回避しつつ、かつ、高い回答率となること、加えて、事業者にて集計しやすい方法をご提案ください。なお、アンケート内容については、本市と協議の上、決定する予定です。また、来場者の同意を得られた場合には、後日行政から接触可能な仕組みを構築するなど、イベント後の接点を持てるよう

工夫してください。

業務実績について

Q 提案書に記載する業務実績にはどのようなことを記載すればよいですか。

A 大人数が集まるイベントの業務、食材の調達の実績、生活にお困りの方向けのイベントの実施の有無などについて、過去3年間程度の業務実績を記載してください。その他、本市に対して、PRしたいことを記載してください。

事業費の見積もり・請求などについて

Q 事業費の対象経費には、何が含まれますか。

A 対象経費は、人件費（給与、共済費、旅費等）、当日スタッフへの報酬（時間当たり単価）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、使用料、賃貸料（敷金等の事業立ち上げに関する費用を含む）、役務費（食料等の調達費用、通信運搬費、保険料、手数料、広報関連費用）、備品購入費、その他事業に必要な経費としてください。見積りは、項目ごとに積算してください。

Q 事業費の精算はありますか。

A 事業終了後に事業費の精算を行います。精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金が生じた場合には、神戸市の請求に基づき余剰金を返還いただきます。（事業費が概算払いした委託料を上回った場合は、見積書記載の額が上限となります。）

事故発生時の対応について

Q 事業実施中に事故が発生した場合はどうすればよいですか。

A 事故が発生した場合は、事業者において状況の把握、対応の上、速やかに本市へ報告してください。

個人情報の取り扱いなどについて

Q 委託中また委託終了後の個人情報についてはどのように取扱えばよいですか。

A 委託契約約款第29条及び30条に個人情報の取り扱いに関する規定がありますので、事前に熟読のうえ、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

なお、業務終了後については、貴団体の業務実績として必要最低限の情報を継続して保管することも認めますが、その場合、委託契約約款第29条及び30条に則り、個人情報を厳正に管理してください。